

徳島県規則第十六号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する等の規則を次のように定める。

令和元年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する等の規則

(知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の廃止)

第一条 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十八年徳島県規則第四十五号)は、廃止する。

(徳島県公有財産取扱規則及び徳島県職員の勤務発明等に関する規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「知事が指定する」を削る。

- 一 徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)第六十四条第一項
- 二 徳島県職員の勤務発明等に関する規則(昭和四十一年徳島県規則第二十三号)第十八条第一項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。